

5. 関係機関の福祉事業・援護制度について

(1) 北海道・稚内市関係の制度

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳をお持ちの方は、下記の表のとおり北海道や稚内市の行う福祉事業や支援制度を、それぞれの事業の趣旨や対象となる障害の程度等に応じて利用することができます。

【北海道関係】

事業・制度名	趣旨及び対象障害・障害等級	相談・申請窓口
心身障害者扶養共済制度	身体障害者手帳（1～3級）、知的障害者及びこれに準ずる障がいのある方の保護者（65歳未満）の互助精神に基づき、保護者が存命中に共済金を納付して、保護者が死亡もしくは重度障害になった場合には、年金保険（1口、年24万円）が障がいのある方に終生支給されます（2口まで加入可）。	宗谷総合振興局 保健環境部社会福祉課 TEL33-2573
生活福祉資金貸付制度	低所得者世帯や障がいのある方の世帯、高齢者世帯が、生業を営んだり、就職の準備をしたり、お子様の修学資金や自分自身のための技能習得等、安定した生活を目指すために必要な資金の貸し付けを受けることができます。地域の民生児童委員を介して、最寄りの社会福祉協議会に申請します。 ※貸付を受けるには、所得制限があります。	社会福祉法人 稚内市社会福祉協議会 TEL24-1139
点字広報の発行	視覚障害者の方に、北海道広報の点字誌を年6回発行しています。希望される方は、窓口までお申込みください。	北海道総合政策部知事室 広報広聴課道政広報グループ TEL011-204-5110

【稚内市関係】

事業・制度名	趣旨及び対象障害・障害等級	相談・申請窓口
水道料金（特別家事用）、下水道使用料（一般用第2種）の軽減について	身体障害者手帳（1～3級）や療育手帳、精神障害者手帳をお持ちの方の世帯で、当該年度の市民税が非課税又は均等割のみの世帯は、特別家事用の適用が受けられます。窓口でお申込ください。	稚内市建設産業部 水道企業室 水道料金課料金グループ TEL23-6514
公共施設の割引について	身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳をお持ちの方が市内の各種公共施設（温泉童夢、水夢館、総合体育館等）を利用するときは、それぞれの施設で利用料金の割引を受けることができます。また、貸し館利用の場合も減免規定の適用を受けられる場合があります。手帳を提示の上、各施設の窓口でお申し込みください。	各施設にご確認ください。
福祉灯油支給事業について	毎年11月1日現在、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳をお持ちの方で、一定の条件を満たす方には、市内で利用できる福祉灯油給油券を支給します。詳細については、広報紙等でお知らせします。	稚内市生活福祉部 社会福祉課 障がい福祉グループ TEL23-6453

(2) その他の機関の制度

身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳をお持ちの方は、福祉サービスや支援制度を、それぞれの事業の趣旨や対象となる障害の程度等に応じて利用することができます。

事業・制度名	趣旨及び対象障害・障害等級	相談・申請窓口
NHK受信料の割引について	<p>半額免除：世帯主（受信契約者）が視覚障害者や聴覚障害者（手帳に記載のある方）又は重度の身体障害者（障害等級1～2級）、重度の精神障害者（障害等級1級）、重度の知的障害者（療育手帳又は判定書が「A判定」）の場合。</p> <p>全額免除：身体障害者、知的障害者、精神障害者が含まれる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税である場合。</p> <p>※免除を希望される方は、社会福祉課で証明書の交付を受け、直接NHKに郵送して手続きします。</p>	<p>稚内市生活福祉部 社会福祉課 障がい福祉グループ TEL23-6453</p>
NTTの無料番号案内について	<p>視覚障害者（1～6級）、肢体不自由（1～2級）、療育手帳、精神障害者手帳をお持ちの方は、無料番号案内が利用できます。</p> <p>※NTTの電話サービスTel116に申込み</p>	<p>NTTの 電話サービス係 TEL 0120-104174</p>
携帯電話基本使用料等の割引について	<p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者手帳のいずれかの交付を受けている方が対象となります。</p> <p>※詳細は各携帯電話会社にお問い合わせください。</p>	<p>各携帯会社の サービス係</p>
青い鳥郵便ハガキの無償配付について	<p>日本郵便(株)では、障害者問題に対する国民の理解と認識を深める為に、青い鳥郵便ハガキを発行しています。対象は身体障害者手帳1～2級、療育手帳「A判定」の方です。毎年4月1日から5月31日（土日祝祭日にあたる場合変更あり）までに最寄りの郵便局に申込みをすると、一人あたり20枚が配付されます。</p>	<p>最寄りの郵便局</p>
指定駐車禁止場所における適用除外車両申請について	<p>身体障害者・療育・精神障害者手帳が下記の障害等級の方は、自分で運転する車両や介護者の運転する車両に同乗した場合、指定駐車禁止場所で除外車両として扱われる場合があります。予め、警察署に申請が必要です。</p> <p>視覚障害・・・・・・・・・・1級～4級の1 聴覚障害・・・・・・・・・・2級及び3級 平衡機能障害・・・・・・・・3級 上肢障害・・・・・・・・・・1級～2級の2 下肢障害・・・・・・・・・・1級～4級 体幹障害・・・・・・・・・・1級～3級 内部障害・・・・・・・・・・1級～3級 知的障害・・・・・・・・・・A判定 精神障害・・・・・・・・・・1級</p> <p>※ 障害名により、非該当の場合もあります。</p>	<p>稚内警察署 TEL 24-0110</p>